

鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金の 事務手続きについて

1. 事業計画書提出

○下記提出先に郵送又は持参してください。

※様式は右記からダウンロード可能です。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/129008.htm>

2. 交付予定額の内示

3. 交付申請書の提出

○下記提出先に郵送又は持参してください。

※様式は右記からダウンロード可能です。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/129008.htm>

4. 交付決定の通知

5. 補助事業の実施

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更したい場合】

事業を変更する場合には県の承認が必要です。例)補助対象経費の2割を超える増減等変更申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

6. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了は、ICT機器納入、納入業者への支払い及び計画書に記載した導入効果の検証が完了した日になります。

7. 実績報告書提出

(完了から30日以内又は事業完了年度の翌年度の4月20日のいずれか早い時期)

○実績報告は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書の審査が終わり次第、速やかにお支払いします。なお、県に債権者登録(口座振替先金融機関等をコンピュータに登録)されていない場合は、振込先等を記載した口座振込依頼書を提出してください。

(様式は右記からダウンロードできます。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/129008.htm>)

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857-26-7179 choujyushakai@pref.tottori.lg.jp